

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

資料番号	4	担当課	医療対策課
法令名	医療法	根拠条項	24-1
資料番号	4	担当課	医療対策課
法令名	医療法	根拠条項	24-1
種類	不利益処分の種類	病院、診療所、助産所の使用制限、禁止命令	病院、診療所、助産所の修繕、改善命令
<p>医療法</p> <p>〔使用の制限又は禁止・修繕又は改築の命令〕</p> <p>第二十四条 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所が清潔を欠くとき、又はその構造設備が第二十一条第一項若しくは第二項若しくは第二十二条の規定若しくは第二十三条第一項の規定に基づく厚生労働省令の規定に違反し、若しくは衛生上有害若しくは保安上危険と認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は、特定機能病院又は臨床研究中核病院（以下この節において「特定機能病院等」という。）の構造設備が第二十二条の二又は第二十二条の三の規定に違反するときは、その開設者に対し、期限を定めて、その修繕又は改築を命ずることができる。</p> <p>〔病院等の人員及び施設の基準並びに記録の整備〕</p> <p>第二十一条 病院は、厚生労働省令（第一号に掲げる従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。</p> <p>一 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師その他の従業者</p> <p>二 各科専門の診察室</p> <p>三 手術室</p> <p>四 処置室</p> <p>五 臨床検査施設</p> <p>六 エックス線装置</p> <p>七 調剤所</p> <p>八 給食施設</p> <p>九 診療に関する諸記録</p> <p>十 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設</p> <p>十一 療養病床を有する病院にあつては、機能訓練室</p> <p>十二 その他都道府県の条例で定める施設</p> <p>2 療養病床を有する診療所は、厚生労働省令（第一号に掲げる従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第三号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有しななければならない。</p> <p>一 厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師及び看護の補助その他の業務の従業者</p> <p>二 機能訓練室</p> <p>三 その他都道府県の条例で定める施設</p> <p>3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、病院及び療養病床を有する診療所の従業者及びその員数（厚生労働省令で定めるものに限る。）については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>〔地域医療支援病院の施設の基準及び記録の整備〕</p> <p>第二十二条 地域医療支援病院は、前条第一項（第九号を除く。）に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。</p> <p>一 集中治療室</p> <p>二 診療に関する諸記録</p> <p>三 病院の管理及び運営に関する諸記録</p> <p>四 化学、細菌及び病理の検査施設</p> <p>五 病理解剖室</p> <p>六 研究室</p> <p>七 講義室</p> <p>八 図書室</p> <p>九 その他厚生労働省令で定める施設</p>			

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

資料番号	4	担当課	医療対策課
法令名	医療法	根拠条項	24-1
資料番号	4	担当課	医療対策課
法令名	医療法	根拠条項	24-1
不利益処分の種類	病院、診療所、助産所の使用制限、禁止命令	病院、診療所、助産所の修繕、改善命令	
医療法 (続き) [厚生労働省令への委任] 第二十三条 第二十一条から前条までに定めるもののほか、病院、診療所又は助産所の構造設備について、換気、採光、照明、防湿、保安、避難及び清潔その他衛生上遺憾のないように必要な基準は、厚生労働省令で定める。 2 前項の規定に基づく厚生労働省令の規定に違反した者については、政令で二十万円以下の罰金の刑を科する旨の規定を設けることができる。			
医療法施行規則 [構造設備の基準] 第十六条 法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所(療養病床を有する診療所を除く。)には適用しない。 一 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、第四章に定めるところによること。 二 病室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、第三十条の十二に規定する病室にあつては、地階に、主要構造部(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。)を耐火構造(建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)とする場合は、第三階以上に設けることができる。 二の二 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。 三 病室の床面積は、次のとおりとすること。 イ 病院の病室及び診療所の療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。 ロ イ以外の病室の床面積は、内法による測定で、患者一人を入院させるものにあつては六・三平方メートル以上、患者二人以上を入院させるものにあつては患者一人につき四・三平方メートル以上とすること。 四 小児だけを入院させる病室の床面積は、前号に規定する病室の床面積の三分の二以上とすることができること。ただし、一の病室の床面積は、六・三平方メートル以下であつてはならない。 五 機械換気設備については、感染症病室、結核病室又は病理細菌検査室の空気が風道を通じて病院又は診療所の他の部分へ流入しないようにすること。 六 精神病室の設備については、精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために必要な方法を講ずること。 七 感染症病室及び結核病室には、病院又は診療所の他の部分及び外部に対して感染予防のためにしや断その他必要な方法を講ずること。 八 第二階以上の階に病室を有するものにあつては、患者の使用する屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は第二階以上の各階における病室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で造られている建築物にあつては百平方メートル)以下のものについては、患者の使用する屋内の直通階段を一とすることができる。 九 前号に規定する直通階段の構造は、次の通りとすること。 イ 階段及び踊場の幅は、内法を一・二メートル以上とすること。 ロ けあげは〇・二メートル以下、踏面は〇・二四メートル以上とすること。 ハ 適当な手すりを設けること。 十 第三階以上の階に病室を有するものにあつては、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、第八号に規定する直通階段のうちの一又は二を建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。 十一 患者が使用する廊下の幅は、次のとおりとすること。 イ 精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上としなければならない。 ロ イ以外の廊下(病院に係るものに限る。)の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下(病院に係るものに限る。)の幅は、内法による測定で、二・一メートル以上としなければならない。			

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

資料番号	4	担当課	医療対策課
法令名	医療法	根拠条項	24-1
資料番号	4	担当課	医療対策課
法令名	医療法	根拠条項	24-1
種類	不利益処分の種類	病院、診療所、助産所の使用制限、禁止命令	病院、診療所、助産所の修繕、改善命令
医療法施行規則 (続き)			
ハ イ以外の廊下 (診療所に係るものに限る。)の幅は、内法による測定で、一・二メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下 (診療所に係るものに限る。)の幅は、内法による測定で、一・六メートル以上としなければならない。			
十二 感染症病室又は結核病室を有する病院又は診療所には、必要な消毒設備を設けること。			
十三 歯科技工室には、防塵 (じん) 設備その他の必要な設備を設けること。			
十四 調剤所の構造設備は次に従うこと。			
イ 採光及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと。			
ロ 冷暗所を設けること。			
ハ 感量十ミリigramのてんびん及び五百ミリgramの上皿てんびんその他調剤に必要な器具を備えること。			
十五 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。			
十六 消火用の機械又は器具を備えること。			
2 前項に定めるもののほか、病院又は診療所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基づく政令の定めるところによる。			
〔助産所の構造設備の基準〕			
第十七条 法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基準は、次のとおりとする。			
一 入所室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、主要構造部を耐火構造とする場合は、第三階以上に設けることができる。			
二 入所室の床面積は、内法によつて測定することとし、一母子を入所させるためのものにあつては六・三平方メートル以上、二母子以上を入所させるためのものにあつては一母子につき四・三平方メートル以上とすること。			
三 第二階以上の階に入所室を有するものにあつては、入所する母子が使用する屋内の直通階段を設けること。			
四 第三階以上の階に入所室を有するものにあつては、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第二百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。			
五 入所施設を有する助産所にあつては、床面積九平方メートル以上の分べん室を設けること。ただし、分べんを取り扱わないものについては、この限りでない。			
六 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。			
七 消火用の機械又は器具を備えること。			
2 前項に定めるもののほか、助産所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基づく政令の定めるところによる。			
〔病院の施設等の基準〕			
第二十条 法第二十一条第一項第二号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号の規定による施設及び記録は、次の各号による。			
一 各科専門の診察室については、一人の医師が同時に二以上の診療科の診療に当たる場合その他特別の事情がある場合には、同一の室を使用することができる。			
二 手術室は、診療科名中に外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院においてはこれを有しなければならない。			
三 手術室は、なるべく準備室を附設しじんあいの入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房及び照明の設備を有し、清潔な手洗いの設備を附属して有しなければならない。			
四 処置室は、なるべく診療科ごとにこれを設けることとする。ただし、場合により二以上の診療科についてこれを兼用し、又は診療室と兼用することができる。			
五 臨床検査施設は、喀 (かく) 痰 (たん)、血液、尿、ふん便等について通常行われる臨床検査のできるものでなければならない。			
六 前号の規定にかかわらず、臨床検査施設は、法第十五条の三第一項の規定により検体検査の業務を委託する場合にあつては、当該検査に係る設備を設けないことができる。			
七 エックス線装置は、内科、心療内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、泌尿器科、リハビリテーション科及び放射線科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院には、これを設けなければならない。			

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

法令名	医療法	根拠条項	24-1	資料番号	4	担当課	医療対策課
医療法施行規則 (続き)							
八 給食施設は入院患者のすべてに給食することのできる施設とし、調理室の床は耐水材料をもつて洗浄及び排水又は清掃に便利な構造とし、食器の消毒設備を設けなければならない。							
九 前号の規定にかかわらず、給食施設は、法第十五条の三第二項の規定により調理業務又は洗浄業務を委託する場合にあつては、当該業務に係る設備を設けないことができる。							
十 診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿並びに入院診療計画書とする。							
十一 療養病床を有する病院の一以上の機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。							
〔病院の施設等の都道府県条例の基準〕							
第二十一条 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準 (病院の施設及びその構造設備に係るものに限る。)であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有することとする。							
一 消毒施設及び洗濯施設 (法第十五条の三第二項の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。) 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと (消毒施設を有する病院に限る。)							
二 談話室 (療養病床を有する病院に限る。) 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。							
三 食堂 (療養病床を有する病院に限る。) 内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。							
四 浴室 (療養病床を有する病院に限る。) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。							
〔機能訓練室〕							
第二十一条の三 法第二十一条第二項第二号に規定する機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。							
〔療養病床を有する診療所の施設等の都道府県条例の基準〕							
第二十一条の四 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準 (療養病床を有する診療所の施設及びその構造設備に係るものに限る。) であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものについては、第二十一条第二号から第四号までの規定を準用する。							
〔地域医療支援病院の施設等〕							
第二十一条の五 法第二十二条第一号から第八号までの規定による施設及び記録は、次のとおりとする。							
一 集中治療室、化学、細菌及び病理の検査施設並びに病理解剖室は、当該病院の実状に応じて適当な構造設備を有していなければならない。							
二 診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約及び入院診療計画書とする。							
三 病院の管理及び運営に関する諸記録は、共同利用の実績、救急医療の提供の実績、地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績、閲覧実績並びに紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績を明らかにする帳簿とする。							
第二十二条 法第二十二条第九号の規定による施設は、救急用又は患者輸送用自動車及び医薬品情報管理室 (医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供を行うための室をいう。第二十二条の四において同じ。) とする。							
第二十二条の八 法第二十二条の三第六号の規定による施設は、検査の正確性を確保するための設備を有する臨床検査施設とする。							

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

法令名	医療法	根拠条項	資料番号	4	担当課	医療対策課
			24-1	不利益処分の種類	病院、診療所、助産所の使用制限、禁止命令 病院、診療所、助産所の修繕、改善命令	
<p>医療法施行規則 (続き) (エックス線装置の防護)</p> <p>第三十条 エックス線装置は、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。</p> <p>一 エックス線管の容器及び照射筒は、利用線錐以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率(以下「空気カーマ率」という。)になるようにしやへいすること。</p> <p>イ 定格管電圧が五十キロボルト以下の治療用エックス線装置にあつては、エックス線装置の接触可能表面から五センチメートルの距離において、一・〇ミリグレイ毎時以下</p> <p>ロ 定格管電圧が五十キロボルトを超える治療用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において十ミリグレイ毎時以下かつエックス線装置の接触可能表面から五センチメートルの距離において三百ミリグレイ毎時以下</p> <p>ハ 定格管電圧が百二十五キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、〇・二五ミリグレイ毎時以下</p> <p>ニ イからハまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、一・〇ミリグレイ毎時以下</p> <p>ホ コンデンサ式エックス線高電圧装置にあつては、充電状態であつて、照射時以外のとき、接触可能表面から五センチメートルの距離において、二十マイクログレイ毎時以下</p> <p>二 エックス線装置には、次に掲げる利用線錐の総濾過となるような附加濾過板を付すること。</p> <p>イ 定格管電圧が七十キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置にあつては、アルミニウム当量一・五ミリメートル以上</p> <p>ロ 定格管電圧が五十キロボルト以下の乳房撮影用エックス線装置にあつては、アルミニウム当量〇・五ミリメートル以上又はモリブデン当量〇・〇三ミリメートル以上</p> <p>ハ 輸血用血液照射エックス線装置、治療用エックス線装置及びイ及びロに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、アルミニウム当量二・五ミリメートル以上</p> <p>2 透視用エックス線装置は、前項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。</p> <p>一 透視中の患者への入射線量率は、患者の入射面の利用線錐の中心における空気カーマ率が、五十ミリグレイ毎分以下になるようにすること。ただし、操作者の連続した手動操作のみで作動し、作動中連続した警告音等を発するようにした高線量率透視制御を備えた装置にあつては、百二十五ミリグレイ毎分以下になるようにすること。</p> <p>二 透視時間を積算することができ、かつ、透視中において一定時間が経過した場合に警告音等を発することができるタイマーを設けること。</p> <p>三 エックス線管焦点皮膚間距離が三十センチメートル以上になるような装置又は当該皮膚焦点間距離未満で照射することを防止するインターロックを設けること。ただし、手術中に使用するエックス線装置のエックス線管焦点皮膚間距離については、二十センチメートル以上にする事ができる。</p> <p>四 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置を備えること。ただし、次に掲げるときは、受像面を超えるエックス線照射野を許容するものとする。</p> <p>イ 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、エックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。</p> <p>ロ 照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線におけるエックス線照射野の縁との交点及び受像面の縁との交点の間の距離 (以下この条において「交点間距離」という。) の和がそれぞれ焦点受像器間距離の三パーセントを超えず、かつ、これらの交点間距離の総和が焦点受像器間距離の四パーセントを超えないとき。</p> <p>五 利用線錐中の蛍光板、イメージインテンシファイア等の受像器を通過したエックス線の空気カーマ率が、利用線錐中の蛍光板、イメージインテンシファイア等の受像器の接触可能表面から十センチメートルの距離において、百五十マイクログレイ毎時以下になるようにすること。</p> <p>六 透視時の最大受像面を三・〇センチメートルを超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率が、当該部分の接触可能表面から十センチメートルの距離において、百五十マイクログレイ毎時以下になるようにすること。</p> <p>七 利用線錐以外のエックス線を有効にしやへいするための適切な手段を講じること。</p>						

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

資料番号	4	担当課	医療対策課
法令名	医療法	根拠条項	24-1
資料番号	4	担当課	医療対策課
法令名	医療法	根拠条項	24-1
種類	不利益処分の種類	病院、診療所、助産所の使用制限、禁止命令	病院、診療所、助産所の修繕、改善命令
医療法施行規則 (続き)			
3 撮影用エックス線装置 (胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。)は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法 (CTエックス線装置にあつては第一号に掲げるものを、骨塩定量分析エックス線装置にあつては第二号に掲げるものを除く。)を講じたものでなければならない。			
一 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置を備えること。ただし、次に掲げるときは受像面を超えるエックス線照射野を許容するものとし、又は口内法撮影用エックス線装置にあつては照射筒の端におけるエックス線照射野の直径が六・〇センチメートル以下になるようにするものとし、乳房撮影用エックス線装置にあつてはエックス線照射野について患者の胸壁に近い患者支持器の縁を超える広がりか五ミリメートルを超えず、かつ、受像面の縁を超えるエックス線照射野の広がりか焦点受像器間距離の二パーセントを超えないようにするものとする。			
イ 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、エックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。			
ロ 照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線における交点間距離の和がそれぞれ焦点受像器間距離の三パーセントを超えず、かつ、これらの交点間距離の総和が焦点受像器間距離の四パーセントを超えないとき。			
二 エックス線管焦点皮膚間距離は、次に掲げるものとする。ただし、拡大撮影を行う場合 (へに掲げる場合を除く。)にあつては、この限りでない。			
イ 定格管電圧が七十キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置にあつては、十五センチメートル以上			
ロ 定格管電圧が七十キロボルトを超える口内法撮影用エックス線装置にあつては、二十センチメートル以上			
ハ 歯科用パノラマ断層撮影装置にあつては、十五センチメートル以上			
ニ 移動型及び携帯型エックス線装置にあつては、二十センチメートル以上			
ホ CTエックス線装置にあつては、十五センチメートル以上			
ヘ 乳房撮影用エックス線装置 (拡大撮影を行う場合に限り。)にあつては、二十センチメートル以上			
ト イからへまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、四十五センチメートル以上			
三 移動型及び携帯型エックス線装置及び手術中に使用するエックス線装置にあつては、エックス線管焦点及び患者から二メートル以上離れた位置において操作できる構造とすること。			
4 胸部集検用間接撮影エックス線装置は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。			
一 利用線錐が角錐型となり、かつ、利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置を備えること。ただし、照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線における交点間距離の和がそれぞれ焦点受像器間距離の三パーセントを超えず、かつ、これらの交点間距離の総和が焦点受像器間距離の四パーセントを超えないときは、受像面を超えるエックス線照射野を許容するものとする。			
二 受像器の一次防護しやへい体は、装置の接触可能表面から十センチメートルの距離における自由空気中の空気カーマ (以下「空気カーマ」という。)が、一ばく射につき一・〇マイクログレイ以下になるようにすること。			
三 被照射体の周囲には、箱状のしやへい物を設けることとし、そのしやへい物から十センチメートルの距離における空気カーマが、一ばく射につき一・〇マイクログレイ以下になるようにすること。ただし、エックス線装置の操作その他の業務に従事する者が照射時に室外へ容易に退避することができる場合にあつては、この限りでない。			
5 治療用エックス線装置 (近接照射治療装置を除く。)は、第一項に規定する障害防止の方法を講ずるほか、濾 (ろ) 過板が引き抜かれたときは、エックス線の発生を遮断するインターロックを設けたものでなければならない。			
(診療用高エネルギー放射線発生装置の防護)			
第三十条の二 診療用高エネルギー放射線発生装置は、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。			
一 発生管の容器は、利用線錐 (すい) 以外の放射線量が利用線錐 (すい) の放射線量の千分の一以下になるようにしやへいすること。			
二 照射終了直後の不必要な放射線からの被ばくを低減するための適切な防護措置を講ずること。			
三 放射線発生時にその旨を自動的に表示する装置を付すること。			
四 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の出入口が開放されているときは、放射線の発生を遮断するインターロックを設けること。			

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

法令名	医療法	根拠条項	資料番号	4	担当課	医療対策課
		24-1		不利益処分の種類	病院、診療所、助産所の使用制限、禁止命令	病院、診療所、助産所の修繕、改善命令
<p>医療法施行規則 (続き)</p> <p>(診療用粒子線照射装置の防護)</p> <p>第三十条の二の二 前条の規定は、診療用粒子線照射装置について準用する。この場合において、同条第一号中「発生管」とあるのは「照射管」と、同条第三号中「発生時」とあるのは「照射時」と、同条第四号中「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室」とあるのは「診療用粒子線照射装置使用室」と、「発生を」とあるのは「照射を」と読み替えるものとする。</p> <p>(診療用放射線照射装置の防護)</p> <p>第三十条の三 診療用放射線照射装置は、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>放射線源の収納容器は、照射口が閉鎖されているときにおいて、一メートルの距離における空気カーマ率が七十マイクログレイ毎時以下になるようにしやへいすること。</li><li>放射線障害の防止に必要な場合にあつては、照射口に適当な二次電子濾 (ろ) 過板を設けること。</li><li>照射口は、診療用放射線照射装置使用室の室外から遠隔操作によつて開閉できる構造のものとする。ただし、診療用放射線照射装置の操作その他の業務に従事する者を防護するための適当な装置を設けた場合にあつては、この限りでない。</li></ol> <p>(エックス線診療室)</p> <p>第三十条の四 エックス線診療室の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>天井、床及び周囲の画壁 (以下「画壁等」という。) は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにしやへいすることができるものとする。ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である画壁等については、この限りでない。</li><li>エックス線診療室の室内には、エックス線装置を操作する場所を設けないこと。ただし、第三十条第四項第三号に規定する箱状のしやへい物を設けたとき、又は近接透視撮影を行うとき、若しくは乳房撮影を行う等の場合であつて必要な防護物を設けたときは、この限りでない。</li><li>エックス線診療室である旨を示す標識を付すること。</li></ol> <p>(診療用高エネルギー放射線発生装置使用室)</p> <p>第三十条の五 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>ができるものとする。ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である画壁等については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>人が常時出入する出入口は、一箇所とし、当該出入口には、放射線発生時に自動的にその旨を表示する装置を設けること。</li><li>診療用高エネルギー放射線発生装置使用室である旨を示す標識を付すること。</li></ol> <p>(診療用粒子線照射装置使用室)</p> <p>第三十条の五の二 前条の規定は、診療用粒子線照射装置使用室について準用する。この場合において、同条第二号中「発生時」とあるのは、「照射時」と読み替えるものとする。</p> <p>(診療用放射線照射装置使用室)</p> <p>第三十条の六 診療用放射線照射装置使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>主要構造部等 (主要構造部並びにその場所を区画する壁及び柱をいう。以下同じ。) は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。</li><li>画壁等は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにしやへいすることができるものとする。ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である画壁等については、この限りでない。</li><li>人が常時出入する出入口は、一箇所とし、当該出入口には、放射線発生時に自動的にその旨を表示する装置を設けること。</li><li>診療用放射線照射装置使用室である旨を示す標識を付すること。</li></ol> <p>(診療用放射線照射器具使用室)</p> <p>第三十条の七 診療用放射線照射器具使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p>						

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

法令名	医療法	根拠条項	資料番号	4	担当課	医療対策課
			24-1	不利益処分の種類	病院、診療所、助産所の使用制限、禁止命令 病院、診療所、助産所の修繕、改善命令	
医療法施行規則 (続き)						
一 画壁等は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにしやへいすることができるものとする。ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である画壁等については、この限りでない。						
二 人が常時出入する出入口は、一箇所とすること。						
三 診療用放射線照射器具使用室である旨を示す標識を付すること。						
(放射性同位元素装備診療機器使用室)						
第三十条の七の二 放射性同位元素装備診療機器使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。						
一 主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。						
二 扉等外部に通ずる部分には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。						
三 放射性同位元素装備診療機器使用室である旨を示す標識を付すること。						
四 間仕切りを設けることその他の適切な放射線障害の防止に関する予防措置を講ずること。						
(診療用放射性同位元素使用室)						
第三十条の八 診療用放射性同位元素使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。						
一 主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。						
二 診療用放射性同位元素の調剤等を行う室 (以下「準備室」という。)とこれを用いて診療を行う室とに区画すること。						
三 画壁等は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにしやへいすることができるものとする。ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である画壁等については、この限りでない。						
四 人が常時出入する出入口は、一箇所とすること。						
五 診療用放射性同位元素使用室である旨を示す標識を付すること。						
六 内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ないものとする。						
七 内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げる。						
八 出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備を設けること。						
九 準備室には、洗浄設備を設けること。						
十 前二号に規定する洗浄設備は、第三十条の十一第一項第二号の規定により設ける排水設備に連結すること。						
十一 準備室に気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物のひろがり防止フード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置は、第三十条の十一第一項第三号の規定により設ける排気設備に連結すること。						
(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室)						
第三十条の八の二 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。						
一 主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。						
二 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の調剤等を行う室 (以下「陽電子準備室」という。)、これを用いて診療を行う室及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与された患者等が待機する室に区画すること。						
三 画壁等は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにしやへいすることができるものとする。ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である画壁等については、この限りでない。						
四 人が常時出入する出入口は、一箇所とすること。						
五 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室である旨を示す標識を付すること。						
六 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の室内には、陽電子断層撮影装置を操作する場所を設けないこと。						
七 内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ないものとする。						
八 内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げる。						



(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

法令名	医療法	根拠条項	資料番号	4	担当課	医療対策課
		24-1		不利益処分の種類	病院、診療所、助産所の使用制限、禁止命令 病院、診療所、助産所の修繕、改善命令	
医療法施行規則 (続き)						
九 出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備を設けること。						
十 陽電子準備室には、洗浄設備を設けること。						
十一 前二号に規定する洗浄設備は、第三十条の十一第一項第二号の規定により設ける排水設備に連結すること。						
十二 陽電子準備室に気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物のひろがり防止するフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置は、第三十条の十一第一項第三号の規定により設ける排気設備に連結すること。						
(貯蔵施設)						
第三十条の九 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を貯蔵する施設 (以下「貯蔵施設」という。)の構造設備の基準は、次のとおりとする。						
一 貯蔵室、貯蔵箱等外部と区画された構造のものとする。						
二 貯蔵施設の外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにしやへいすることができるものとする。ただし、貯蔵施設の外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である場合は、この限りでない。						
三 貯蔵室は、その主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備に該当する防火戸を設けること。ただし、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵する場合は、この限りでない。						
四 貯蔵箱等は、耐火性の構造とすること。ただし、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵する場合は、この限りでない。						
五 人が常時出入する出入口は、一箇所とすること。						
六 扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。						
七 貯蔵施設である旨を示す標識を付すること。						
八 貯蔵施設には、次に定めるところに適合する貯蔵容器を備えること。ただし、扉、ふた等を開放した場合において一メートルの距離における実効線量率が百マイクロシーベルト毎時以下になるようにしやへいされている貯蔵箱等に診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を貯蔵する場合は、この限りでない。						
イ 貯蔵時において一メートルの距離における実効線量率が百マイクロシーベルト毎時以下になるようにしやへいすることができるものとする。						
ロ 容器の外における空気を汚染するおそれのある診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、気密な構造とすること。						
ハ 液体状の診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、こぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。						
ニ 貯蔵容器である旨を示す標識を付し、かつ、貯蔵する診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具に装備する放射性同位元素又は貯蔵する診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもつて表した数量を表示すること。						
九 受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染のひろがり防止するための設備又は器具を設けること。						
(運搬容器)						
第三十条の十 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を運搬する容器 (以下「運搬容器」という。)の構造の基準については、前条第八号イからニまでの規定を準用する。						
(廃棄施設)						
第三十条の十一 診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物 (以下「医療用放射性汚染物」という。)を廃棄する施設 (以下「廃棄施設」という。)の構造設備の基準は、次のとおりとする。						
一 廃棄施設の外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにしやへいすることができるものとする。ただし、廃棄施設の外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である場合は、この限りでない。						
二 液体状の医療用放射性汚染物を排水し、又は浄化する場合には、次に定めるところにより、排水設備 (排水管、排液処理槽その他液体状の医療用放射性汚染物を排水し、又は浄化する一連の設備をいう。以下同じ。)を設けること。						

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

法令名	医療法	根拠条項	資料番号	4	担当課	医療対策課
			24-1	不利益処分の種類	病院、診療所、助産所の使用制限、禁止命令 病院、診療所、助産所の修繕、改善命令	
医療法施行規則 (続き)						
イ 排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を第三十条の二十六第一項に定める濃度限度以下とする能力又は排水監視設備を設けて排水中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、病院又は診療所の境界 (病院又は診療所の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、その区域の境界とする。以下同じ。) における排水中の放射性同位元素の濃度を第三十条の二十六第一項に定める濃度限度以下とする能力を有するものであること。						
ロ 排液の漏れにくい構造とし、排液が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いること。						
ハ 排液処理槽は、排液を採取することができる構造又は排液中における放射性同位元素の濃度が測定できる構造とし、かつ、排液の流出を調節する装置を設けること。						
ニ 排液処理槽の上部の開口部は、ふたのできる構造とするか、又はさくその他の周囲に人がみだりに立ち入らないようにするための設備 (以下「さく等」という。) を設けること。						
ホ 排水管及び排液処理槽には、排水設備である旨を示す標識を付すること。						
三 気体状の医療用放射性汚染物を排気し、又は浄化する場合には、次に定めるところにより、排気設備 (排風機、排気浄化装置、排気管、排気口等気体状の医療用放射性汚染物を排気し、又は浄化する一連の設備をいう。以下同じ。) を設けること。ただし、作業の性質上排気設備を設けることが著しく困難である場合であつて、気体状の放射性同位元素を発生し、又は放射性同位元素によつて空気を汚染するおそれのないときは、この限りでない。						
イ 排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を第三十条の二十六第一項に定める濃度限度以下とする能力又は排気監視設備を設けて排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、病院又は診療所の境界の外の空気中の放射性同位元素の濃度を第三十条の二十六第一項に定める濃度限度以下とする能力を有するものであること。						
ロ 人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を第三十条の二十六第二項に定める濃度限度以下とする能力を有するものとする。						
ハ 気体の漏れにくい構造とし、腐食しにくい材料を用いること。						
ニ 故障が生じた場合において放射性同位元素によつて汚染された物の広がりを急速に防止することができる装置を設けること。						
ホ 排気浄化装置、排気管及び排気口には、排気設備である旨を示す標識を付すること。						
四 医療用放射性汚染物を焼却する場合には、次に掲げる設備を設けること。						
イ 次に掲げる要件を満たす焼却炉						
(1) 気体が漏れにくく、かつ、灰が飛散しにくい構造であること。						
(2) 排気設備に連結された構造であること。						
(3) 当該焼却炉の焼却残さの搬出口が廃棄作業室 (医療用放射性汚染物を焼却したのちその残さを焼却炉から搬出し、又はコンクリートその他の固型化材料により固型化 (固型化するための処理を含む。) する作業を行う室をいう。以下この号において同じ。) に連結していること。						
ロ 次に掲げる要件を満たす廃棄作業室						
(1) 当該廃棄作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分が突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造であること。						
(2) 当該廃棄作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分の表面が平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げられていること。						
(3) 当該廃棄作業室に気体状の医療用放射性汚染物の広がりを防止するフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置が排気設備に連結していること。						
(4) 廃棄作業室である旨を示す標識が付されていること。						
ハ 次に掲げる要件を満たす汚染検査室 (人体又は作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染の検査を行う室をいう。)						
(1) 人が通常出入りする廃棄施設の出入口の付近等放射性同位元素による汚染の検査を行うのに最も適した場所に設けられていること。						
(2) 当該汚染検査室の内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分がロの(1)及び(2)に掲げる要件を満たしていること。						
(3) 洗浄設備及び更衣設備が設けられ、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材が備えられていること。						
(4) (3)の洗浄設備の排水管が排水設備に連結していること。						
(5) 汚染検査室である旨を示す標識が付されていること。						

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

法令名	医療法	根拠条項	資料番号	4	担当課	医療対策課
			24-1	不利益処分の種類	病院、診療所、助産所の使用制限、禁止命令 病院、診療所、助産所の修繕、改善命令	
<p>医療法施行規則 (続き)</p> <p>五 医療用放射性汚染物を保管廃棄する場合 (次号に規定する場合を除く。) には、次に定めるところにより、保管廃棄設備を設けること。</p> <p>イ 外部と区画された構造とすること。</p> <p>ロ 保管廃棄設備の扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。</p> <p>ハ 保管廃棄設備には、第三十条の九第八号ロ及びハに定めるところにより、耐火性の構造である容器を備え、当該容器の表面に保管廃棄容器である旨を示す標識を付すること。</p> <p>ニ 保管廃棄設備である旨を示す標識を付すること。</p> <p>六 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 (厚生労働大臣の定める種類ごとにその一日最大使用数量が厚生労働大臣の定める数量以下であるものに限る。以下この号において同じ。) 又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によつて汚染された物を保管廃棄する場合 [注参照] には、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によつて汚染された物以外の物が混入し、又は付着しないように封及び表示をし、当該陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の原子の数が一を下回る事が確実な期間として厚生労働大臣が定める期間を超えて管理区域内において行うこと。</p> <p>2 前項第二号イ又は第三号イに規定する能力を有する排水設備又は排気設備を設けることが著しく困難な場合において、病院又は診療所の境界の外における実効線量を一年間につき一ミリシーベルト以下とする能力を排水設備又は排気設備が有することにつき厚生労働大臣の承認を受けた場合においては、同項第二号イ又は第三号イの規定は適用しない。この場合において、排水口若しくは排水監視設備のある場所において排水中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視し、又は排気口若しくは排気監視設備のある場所において排気中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視することにより、病院又は診療所の境界の外における実効線量を一年間につき一ミリシーベルト以下としなければならない。</p> <p>3 前項の承認を受けた排水設備又は排気設備がその能力を有すると認められなくなつたときは、厚生労働大臣は当該承認を取り消すことができる。</p> <p>4 第一項第六号の規定により保管廃棄する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によつて汚染された物については、同号の厚生労働大臣が定める期間を経過した後は、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物ではないものとする。</p> <p>(放射線治療病室)</p> <p>第三十条の十二 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室 (以下「放射線治療病室」という。) の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 画壁等の外側の実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるように画壁等その他必要なしやへい物を設けること。ただし、その外側が、人が通行し、若しくは滞在することのない場所であるか又は放射線治療病室である画壁等については、この限りでない。</p> <p>二 放射線治療病室である旨を示す標識を付すること。</p> <p>三 第三十条の八第六号から第八号までに定めるところに適合すること。ただし、第三十条の八第八号の規定は、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを入院させる放射線治療病室については、適用しない。</p> <p>医療法施行規則 附則 (廊下の幅の特例)</p> <p>第五十一条 精神病床 (健康保険法等の一部を改正する法律 (平成十八年法律第八十三号) 附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令 (平成十年政令第四百十二号) 第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び第五十二条において同じ。) 又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換 (当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム (老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。) その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。) を行おうとして、平成二十四年三月三十一日までの間にその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床 (以下この条及び第五十二条において「転換病床」という。) に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間 (平成三十年三月三十一日までの間に限る。) は、第十六条第一項第十一号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。</p>						

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

資料番号	4	担当課	医療対策課
法令名	医療法	根拠条項	24-1
資料番号	4	担当課	医療対策課
法令名	医療法	根拠条項	24-1
不利益処分の種類	病院、診療所、助産所の使用制限、禁止命令 病院、診療所、助産所の修繕、改善命令		
医療法施行規則 附則 (続き) 第五十一条の二 前条の規定の適用を受ける病院の開設者が、転換を行おうとして、平成三十年六月三十日までの間に、再びその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。			
医療法施行規則附則〔平成13年1月31日厚生労働省令第8号〕 第三条 この省令の施行の際現に医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第七条第一項の開設の許可を受けている病院の建物（この省令の施行の際現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。以下「既存病院建物」という。）内の旧医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群（以下「旧療養型病床群」という。）に係る病床であって、第八条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（以下「平成十年改正省令」という。）附則第八条の規定の適用によりなお効力を有することとされている同令第三条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（以下「平成五年改正省令」という。）附則第二条の規定の適用を受けているものに係る病室については、新規則第十六条第一項第二号の二の規定（前条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）は適用しない。			
第四条 この省令の施行の際現に開設されている診療所の建物（この省令の施行の際現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。以下「既存診療所建物」という。）内の旧療養型病床群に係る病床であって、第八条の規定による改正前の平成十年改正省令附則第二条の規定の適用を受けているものに係る病室については、新規則第十六条第一項第二号の二の規定（附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）は適用しない。			
第五条 既存病院建物内の療養病床（この省令の施行後に旧医療法第七条第二項の規定により病床数の増加の許可がなされたときは、当該許可に係るものを除く。）に係る病室以外の病室の床面積については、新規則第十六条第一項第三号イの規定にかかわらず、内法による測定で、患者一人を入院させるものにあつては六・三平方メートル以上、患者二人以上を入院させるものにあつては患者一人につき四・三平方メートル以上とする。			
第六条 既存病院建物内の旧療養型病床群に係る病床であって、第八条の規定による改正前の平成十年改正省令附則第八条の規定の適用によりなお効力を有することとされている同令第三条の規定による改正前の平成五年改正省令附則第三条の規定の適用を受けているものに係る病室の床面積については、新規則第十六条第一項第三号イ及び前条の規定にかかわらず、患者一人につき六・〇平方メートル以上とする。			
第七条 既存診療所建物内の旧療養型病床群に係る病床であって、第八条の規定による改正前の平成十年改正省令附則第三条の規定の適用を受けているものに係る病室の床面積については、新規則第十六条第一項第三号イの規定にかかわらず、患者一人につき六・〇平方メートル以上とする。			
第八条 既存病院建物又は既存診療所建物内の患者が使用する廊下であつて、その幅が新規則第十六条第一項第十一号イ又はロの規定に適合しないものについては、当該規定は適用せず、なお従前の例による。			
(既存病院建物内の機能訓練室に係る経過措置) 第二十一条 既存病院建物内に療養病床を有する病院（この省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）については、新規則第二十条第九号中「内法による測定で四十平方メートル以上の床面積」とあるのは、「機能訓練を行うために十分な広さ」とする。			
(療養病床を有する病院の談話室、食堂及び浴室に係る経過措置) 第二十二条 既存病院建物内の旧療養型病床群に係る病床であつて、第八条の規定による改正前の平成十年改正省令附則第八条の規定の適用によりなお効力を有することとされている同令第三条の規定による改正前の平成五年改正省令附則第六条の規定の適用を受けているものを有する病院（この省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、新規則第二十一条第二号から第四号までの規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。			

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

法令名	医療法	根拠条項	資料番号	4	担当課	医療対策課
			24-1	不利益処分の種類	病院、診療所、助産所の使用制限、禁止命令 病院、診療所、助産所の修繕、改善命令	
<p>医療法施行規則附則〔平成13年1月31日厚生労働省令第8号〕(続き) (療養病床を有する診療所の談話室、食堂及び浴室に係る経過措置)</p> <p>第二十四条 既存診療所建物内の旧療養型病床群に係る病床であつて、第八条の規定による改正前の平成十年改正省令附則第六条の規定の適用を受けているものを有する診療所(この省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち新規則第二十一条の四の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。</p> <p>医療法施行条例 (病院の施設の基準)</p> <p>第6条 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、次に掲げる施設(療養病床を有しない病院にあつては、第1号に掲げるものに限る。)とする。 (1) 消毒施設及び洗濯施設(法第15条の3の規定により繊維製品の滅菌若しくは消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。以下同じ。) (2) 談話室 (3) 食堂 (4) 浴室</p> <p>2 前項に掲げる施設の構造の基準は、次のとおりとする。 (1) 消毒施設及び洗濯施設 消毒施設にあつては、蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものとする。 (2) 談話室 療養病床の入院患者又はその家族が談話をすることができる広さを有するものとする。 (3) 食堂 療養病床の入院患者が食事をするのに必要な広さを有するものとする。 (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。</p> <p>(療養病床を有する診療所の施設の基準)</p> <p>第8条 法第21条第2項第3号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1) 談話室 (2) 食堂 (3) 浴室</p> <p>2 前項に掲げる施設の構造の基準については、第6条第2項(第1号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>医療法施行条例附則 (療養病床を有する病院の施設に関する経過措置)</p> <p>11 既存病院建物(医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。)附則第3条に規定する既存病院建物をいう。)内の旧療養型病床群(同条に規定する旧療養型病床群をいう。以下同じ。)に係る病床であつて、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年改正省令」という。)附則第8条の規定の適用によりなお効力を有することとされている平成10年改正省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年厚生省令第3号)附則第6条の規定の適用を受けているものを有する病院(平成13年3月1日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち、第6条第2項第2号から第4号までの規定に適合しないものについては、当該規定を適用しない。</p> <p>(療養病床を有する診療所の施設に関する経過措置) に関する経過措置</p> <p>12 既存診療所建物(平成13年改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物をいう。)内の旧療養型病床群に係る病床であつて、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の平成10年改正省令附則第6条の規定の適用を受けているものを有する診療所(平成13年3月1日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち、第8条第2項の規定に適合しないものについては、当該規定を適用しない。</p>						